

◆◆◆毒物劇物業務上取扱者（法第 22 条第 1 項該当者）届出の手引き◆◆◆

- ◎ 提出部数：1 部（写しを取って控えを保管してください。）
- ◎ 届出書の提出先：

名 称	所 在 地
寝屋川市健康部保健総務課 (寝屋川市保健所) 薬事担当	寝屋川市池田西町 28 番 22 号 (保健福祉センター 2 階) 電話 072-829-7771

1 毒物劇物業務上取扱者について

毒物劇物を製造・輸入または販売、授与するのではなく、原材料として使用または運送する等毒物劇物をその業務上取り扱う者を、毒物劇物業務上取扱者と呼びます。

毒物劇物業務上取扱者は、次の 2 つに分類されます。

- (1) 届出を要する業務上取扱者（法第 22 条第 1 項）

→ 要届出業務上取扱者

- (2) 届出を要しない業務上取扱者（法第 22 条第 5 項）

→ 届出不要業務上取扱者

※ 具体的に各事業者が上記(1)・(2)どちらの業務上取扱者に該当するかは P. 6 ～ 8 【参考資料】をご参照ください。

※ 上記(1)に該当する場合は、届出が必要です。

2 毒物劇物業務上取扱者（法第 22 条第 1 項該当者）新規届出について

届出を要する毒物劇物業務上取扱者は、次の書類を添えてこれらの毒物劇物を取り扱うようになった日から **30 日以内**に届け出る必要があります。（毒物及び劇物取締法第 22 条）

- 次の事項に該当する場合には**新規届出**が必要です。

- (1) 初めて事業を行う場合
- (2) 経営者が変わる場合（営業権の相続、譲渡など）
- (3) 組織変更の場合（届出者が個人⇄法人、法人の合併など）
- (4) 業務の種類が変わる場合
（電気めっきを行う事業から金属熱処理を行う事業に種類を変更する場合など）
- (5) 事業場を移転した場合
（事業場所在地が変わった場合）

※ 寝屋川市外から寝屋川市内に移転した場合は新規届出が必要となりますが、寝屋川市内で移転した場合は変更届になります。仮の事業場を開設する場合も同様です。なお、寝屋川市内か

ら寝屋川市外へ移転する場合の届出については、移転先の自治体にご確認ください。

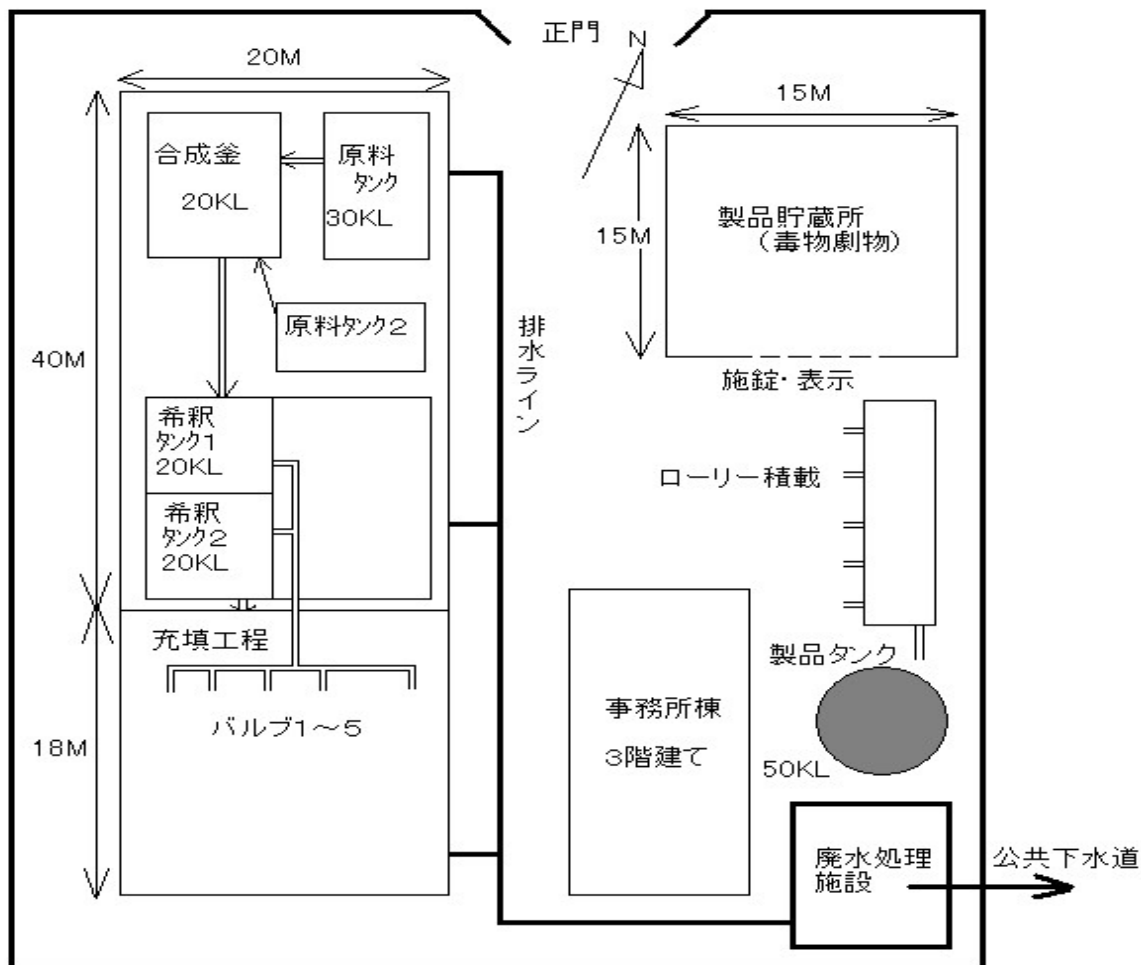
3 新規届出に必要な書類（各2部：1部に押印し、お渡しします。）

提出書類		注意事項等
①	毒物劇物業務上取扱者届書（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第18号様式）	
②	事業場の平面図* ¹	○ 定規等を用いて正確に作成すること。 ○ 寸法、方角等を記載すること。 青写真又はそれに準ずるものがあれば、それを使用すること。○ 電気めっき業、金属熱処理業、しろあり防除業にあつては、毒物劇物保管場所を明確に記載すること。また、運送業にあつては事務所及び車庫を明記すること。 ○ 電気めっき業、金属熱処理業にあつては、無機シアン化合物又はその製剤を使用する場所や廃水処理設備等の設置場所を明記すること。 ○ 事業場の所在地と離れた場所に倉庫（運送の事業においては車庫）等がある場合は、その所在地も記載すること。
③	毒物劇物保管場所・保管庫の概要* ² （運送業にあつては毒物劇物運搬車両の写真）	○ 施錠設備等及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が分かるように記載すること。 ○ 保管場所はP. 8～10 記載の「設備基準等」を満たす必要があります。
④	申請者が法人の場合は登記事項証明書（写し可* ³ ）	○ 発行後、6か月以内のもの
⑤	毒物劇物取扱責任者設置届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第8号様式）	○ 詳細は「毒物劇物取扱責任者設置届（販売業・業務上取扱者）の手引き」を参照してください。
⑥	毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類（写し可* ³ ）	○ 詳細は「毒物劇物取扱責任者設置届（販売業・業務上取扱者）の手引き」を参照してください。
⑦	毒物劇物取扱責任者の診断書（写し可* ³ ）	○ 「精神機能の障害に明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でない」ことが診断されていること。 ○ 発行後3ヶ月以内のものであること。 ○ 診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。
⑧	毒物劇物取扱責任者の誓約書	○ 毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に

		該当しない旨の誓約書。 (寝屋川市の「毒物劇物取扱責任者設置届」の様式を使用する場合は省略可。)
⑨	使用関係証明書又は雇用契約書の写し	○ 使用関係証明書等には次に掲げる項目が記載されていること。 ①勤務時間 ②休日 ③毒物劇物取扱責任者として専任する旨 ○ 雇用主が法人にあっては、法人の名称及び代表者名を記載すること。 ☆ 毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。 (記載例) 「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。」 1. 勤務時間…… 2. 休日…… 3. 当該店舗（事業場）において、毒物劇物取扱責任者として専任する。

* 1 事業場の平面図

【平面図記載例】



* 2 毒物劇物保管場所（毒物劇物運搬車両）の写真

- (1) 毒物劇物保管場所にあつては施錠及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるもの。
- (2) 毒物劇物運搬車両にあつては、0.3メートル平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示した標識及び「医薬用外毒物、劇物」の表示及び名称・成分の表示が確認できる車両毎の車体前後の写真。

* 3 資格を証する書類、登記事項証明書及び医師の診断書等（以下、証書等）の写しについて

写しを提出する場合、以下の(1)～(3)の事項を写しの余白部分等へ記載して申請者が証明を行い、当該原本証明がなされたものを提出してください。

【記載事項】

- (1) 当該写しが原本と相違ない旨
- (2) 原本証明を行った年月日
- (3) 証明者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

また、一度の申請等で原本証明の対象となる証書等が複数枚となる場合は、上記の原本証明方法に替えて原本証明した証書等を一覧化した原本証明書を作成の上、提出いただくことも可能です。

なお、添付した証書等の写しの内容に疑義がある場合は、原本の確認を求めることがあります。

4 毒物劇物業務上取扱者届書の記載上の留意点

(1) 事業場種類欄には、次の政令で定める事業の区分により当てはまる数字を記載すること。

- ア 令第41条第1号に規定する事業（電気めっきを行う事業）
- イ 令第41条第2号に規定する事業（金属熱処理を行う事業）
- ウ 令第41条第3号に規定する事業（毒物劇物の運送の事業 ※注）
- エ 令第41条第4号に規定する事業（しろありの防除を行う事業）

※注 最大積載量が5,000キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業

(2) 事業場の名称は、「〇〇工場」、「××営業所」まで記載すること。

届出される事業場の所在地及び事業場の名称を記載すること。

所在地は、住居表示のとおり記載し、ビル等の場合は、「〇〇ビル△階」等詳しく記載すること。

(3) 取扱品目欄には、電気めっき業及び金属熱処理業にあつては、無機シアン化合物名又は無機シアニ化合物を含有する製剤名を、運送業にあつては、施行令別表第2の23品目のうち取り扱う品目を、しろあり防除業にあつては砒素化合物名又は砒素化合物を含有する製剤名を記載すること。

なお、取扱品目が多くてこの欄に書けない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(4) 届出年月日は、提出日を記載すること。

(5) 届出者の住所は、個人にあつては現住所、法人にあつては登記されている本店の所在地を記載すること。

(6) 届出者の氏名は、法人の場合、登記された法人名及び代表者名を記載すること。

5 書類の省略について

(1) 省略ができる添付書類と条件

ア 登記事項証明書

(ア) 薬局又は店舗販売業の許可を有している者または許可申請中の者が、寝屋川市内で新たに毒物劇物業務上取扱者の届出を行う場合

(イ) 毒物劇物販売業の登録を受けている者又は毒物劇物業務上取扱者の届出を行っている者が、寝屋川市内で新たに毒物劇物業務上取扱者の届出を行う場合

(ウ) 毒物劇物業務上取扱者の届出を行っている者が、同じ場所で毒物劇物業務上取扱者の届出の種類を変えて届出を行う場合

※ただし、内容に変更がない場合に限る

イ 毒物劇物取扱責任者設置届の添付書類

（資格を証する書類、診断書、雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類）

(ア) 毒物劇物販売業の登録を受けている者が、同じ場所で新たに毒物劇物業務上取扱者の届出を行う場合

※毒物劇物取扱責任者が毒物劇物販売業と同一の者の場合

- (イ) 毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者が異動により、寝屋川市内の同一経営者の新たな毒物劇物業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者になった場合(雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類は要)

(2) 添付書類を省略する場合の届出書の備考欄への記載

(記載例)

ア 本届出に係わる添付書類(〇〇〇〇〇)は毒物劇物販売業(第〇〇〇〇〇号)の申請書(変更届)に添付済み。

イ 本届出に係わる添付書類(〇〇〇〇〇)は〇年〇月〇日届出の毒物劇物業務上取扱者の届書に添付済み。

【参考資料】

1 要届出業務上取扱者について(法第22条第1項)

下表の左欄に掲げる業種で、右欄に掲げる毒物劇物を取り扱う事業者が該当します。

※いずれも保健総務課に届出が必要です。

(施行令第41条、第42条、別表第2)

「要届出業務上取扱者」の業種	「業務取扱上届出を要する毒物劇物」の種類
①電気めっきを行う事業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
②金属熱処理を行う事業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
③最大積載量が5,000キログラム(5トン)以上の自動車、若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」という。)に固定された容器を用い、又は内容積が1,000リットル以上(四アルキル鉛を含有する製剤のみ200リットル以上)の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業	一 黄燐 二 四アルキル鉛を含有する製剤 三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの 四 弗化水素及びこれを含有する製剤 五 アクリルニトリル 六 アクロレイン 七 アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの 八 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの 九 塩素 十 過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素6%以下を含有するものを除く。) 十一 クロルスルホン酸 十二 クロルピクリン 十三 クロルメチル 十四 硅弗化水素酸 十五 ジメチル硫酸 十六 臭素 十七 硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸10%以下を含有するものを除く。)

	有するものを除く。) で液体状のもの 十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム 5%以下を含有するものを除く。) で液体状のもの 十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム 5%以下を含有するものを除く。) で液体状のもの 二十 ニトロベンゼン 二十一 発煙硫酸 二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。) で液体状のもの 二十三 硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸 10%以下を含有するものを除く。) で液体状のもの
④しろありの防除を行う事業	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

※ 「〇〇を含有する製剤」とは：

毒物及び劇物指定令において「〇〇を含有する製剤」と規定されている物質で、濃度の指定がない場合には、当該物質を含有する製剤はその濃度によらず毒物又は劇物と見なされます。ただし、毒物又は劇物たる成分を含有していたとしても、当該成分が製造過程等に由来する不純物の場合は毒物又は劇物の対象物とは見なしません。

※ 「〇〇を含有する製剤」と書いていないものは「原体」のみを指します。

※ 「原体」とは：原則として化学的純品を指すものですが、製造過程等に由来する不純物を含むもの、あるいは純度に影響のない程度に香を付け、又は着色したものは原体と見なされます。

○ 要届出業務上取扱者には次のような規制があります。

(1) **業務の届出**（法第 22 条第 1 項）

事業場ごとに、届出を要する毒物劇物をその業務上取り扱うこととなった日から、**30 日以内**に、次の事項を届け出なければなりません。

- ・氏名及び住所（法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・当該事業場で取り扱う毒物劇物の品目
- ・事業場の所在地及び名称

届出を要する毒物劇物を業務上取り扱わないことになったとき、又は上記届出事項を変更したときは、廃止届や変更届が必要となります。（法第 22 条第 3 項）

(2) **毒物劇物取扱責任者の届出**（法第 22 条第 4 項で準用する法第 7 条第 3 項）

要届出業務上取扱者は、その事業場ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置かなければならず、置いたとき又は変更したときには、その事項を届け出なければなりません。

※ 毒物劇物取扱責任者の資格（法第 8 条第 1 項）

- ・ 次の者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることはできません。

ア 薬剤師（第 1 号）

イ 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者（第2号）

ウ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者（第3号）

・ 次の者は、毒物劇物取扱責任者となることができません。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

～～～毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類～～～

(第1号) 薬剤師免許証

(第2号) 次による卒業証明書又は成績証明書（修得単位が確認できるもの）

ア 大学等

(ア) 薬学部

(イ) 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る）、生物化学科等

(ウ) 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等

(エ) 工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科、染色化学工学科等

(オ) 上記以外で化学に関する授業科目の単位数が必修科目・選択科目等を合わせて **28 単位**以上取得している又は必修科目の単位中 **50%**以上である学科

ここで化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には単位数に算入して差し支えない。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学地球環境化学、工業技術基礎（化学）、課題研究（化学）、生体高分子学、生体有機化学等有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

（ア）～（エ）は卒業証明書

（オ）は卒業証明書及び成績証明書（修得単位数が確認できるもの）

イ 高等専門学校において、工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者
ただし、学科名により判断できない場合には、アの（オ）を準用し、化学に関する科目 **28 単位**以上修得していること。

学科名により判断できる場合は卒業証明書

学科名により判断できない場合は卒業証明書及び成績証明書

（修得単位数が確認できるもの）

ウ 専門学校及び高等学校において、応用化学に関する学科を修了した者で、化学に関する科目を **25 単位**以上修得した者（化学に関する科目はアの（オ）を準用）

※卒業証明書及び成績証明書：修得単位が確認できるもの

エ 大学院において、応用化学に関する研究科を修了した者

（応用化学に関する研究科への該当性の判断においてはアの（ア）～（オ）を準用。なお、アの（オ）を準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えない。）

アの（ア）～（エ）は修了証明書

アの（オ）は修了証明書及び成績証明書（修得単位数が確認できるもの）

(第3号) 合格証（都道府県が行う毒物劇物取扱者試験）

2 届出不要業務上取扱者について（法第 22 条第 5 項）

すべての毒物劇物を業務上取り扱う者で、毒物劇物営業者、法第 22 条第 1 項該当者、特定毒物研究者以外の者が該当します。

〔例：工場、事務所、研究所、学校などで毒物劇物を使用、消費等する者で
毒物劇物を製造、輸入、販売（授与）などしない者〕

3 毒物劇物業務上取扱者の設備基準等留意事項

毒物劇物による危害を防止するためには、要届出業務上取扱者及び届出不要業務上取扱者に該当する事業者については、次に示す法に基づく毒物劇物業務上取扱者の留意点を遵守しなければなりません。

(1) 保管・管理・取扱い(法第 11 条)

- ア 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
（法第 11 条第 1 項）
 - (ア) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物とを貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすること。
 - (イ) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- イ 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものがその事業所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（法第 11 条第 2 項）
- ウ その事業所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（法第 11 条第 3 項）
- エ 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。（法第 11 条第 4 項）

(2) 表示(法第 12 条)

- ア 毒物又は劇物の容器及び被包に、「**医薬用外**」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。（法第 12 条第 1 項）
- イ 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「**医薬用外**」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。（法第 12 条第 3 項）

(3) 毒物劇物の譲渡手続き(法第 14 条)

毒物劇物を購入する場合、毒物劇物販売業の登録を有する者から購入する。購入の際、次の事項を記載し、押印、又は署名した書面の提出が必要となる。（法第 14 条）

- ① 毒物劇物の名称、数量
- ② 購入年月日
- ③ 氏名、職業及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ④ 押印

(4) 廃棄(法第 15 条の 2)

毒物若しくは劇物又は法第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。(法第 15 条の 2)

※ 毒物劇物の廃棄については、本法以外にも廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、大気汚染防止法といった他法令も遵守する必要があります。

※ 第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物

※ 令第 38 条 法第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物(シアン含有量が 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下のものを除く。)
- 二 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物(水で 10 倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数 2.0 から 12.0 までのものを除く。)

2 前項の数値は、厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値とする。

(5) 事故の際の措置(法第 17 条)

取り扱う毒物劇物が事業所の外に飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。(法第 17 条)

※ 保健衛生上の危害を防止するため、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めていますので、お問い合わせください。

(6) 運送の事業の設備について(法第 16 条)

ア 事業場

毒物又は劇物の運送に関して、車両の選択、乗務員の指定、車両の保安、運転手の健康管理等について実地に掌握し、毒物劇物の運送の安全性について実地に管理できる場所を設けること。

イ 車両

(ア) 1 回の運搬量が 5,000 キログラム以上(液体・気体)の積載車両には、大きさが 0.3 メートル平方で地を黒色、文字を白色として「毒」と表示した標識を車両の前後の見やすい箇所に掲げること。

(イ) 車両には保護具を備えること。

- ・ 防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。
- ・ 防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに

限る。

- ・ 保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る。
- ・ 保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。

(ウ) 運送時の事故により、毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードを備えること。

※ 他の法律(消防法、高圧ガス取締法等)の規制を受ける場合は、それぞれの基準にも従ってください。

記載例

毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 18 号様式（第 18 条関係）

毒物劇物業務上取扱者届書

事業場	種類	令第 41 条第 ○ 号に規定する事業
	名称	△△ 株式会社
	所在地	〒○○○-○○○ 大阪府寝屋川市本町○番○号 (電話 ○○○-○○○-○○○○)
取扱品目		
備考	法第 22 条第 1 項に該当することとなった年月日： 年 月 日	

上記により、毒物劇物業務上取扱者の届出をします。

年 月 日

提出日を記載

住所 〒△△△-△△△△
東京都○○区○○町○丁目○番○号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 △△ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者の役職名、氏名を記載

寝屋川市長 様

【連絡先】 TEL ○○○-○○○-○○○○
担当者 ○○ ○○